

共同企業体における指名停止措置について

本県では、技術力の結集により大規模かつ高難度の工事あるいは設計等の安定的施工・業務履行の確保等を目的に共同企業体の登録を受け付け、一部の建設工事や関連業務において、共同企業体への入札参加を承認しておりますが、事故の発生や下請未承認等を理由とした指名停止措置については下記のとおりとなりますので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

1 共同企業体における指名停止措置

共同企業体の法的性格は法人格のない団体であり、民法上の組合に分類されており、共同企業体として行った法律行為の権利義務は、原則、各構成員に帰属します。

したがって、建設工事や関連業務の履行に関し、共同企業体の各構成員は共同して責任を負うことになるため、共同企業体が施工する建設工事や関連業務において、事故等の指名停止措置要件が発生した場合には、当該共同企業体は当然として、共同責任者たる各構成員についても等しく指名停止措置が講じられます。

2 一部の構成員が指名停止措置を講じられた場合

指名停止措置を講じられた有資格業者が共同企業体の構成員である場合には、当該共同企業体も指名停止措置の対象となります。

3 指名停止措置を受けた構成員を含む共同企業体の取扱い

登録を受けた共同企業体の構成員である有資格業者が指名停止の期間中である場合、当該共同企業体は当該期間の残期間を承継して指名停止措置が講じられます。

【問合せ先】

宮城県出納局契約課管理班

TEL 022-211-3335